

平成十四年政令第三百九十四号

金蘭機関等の紹介

内閣は、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第二百九十九号）第二条第一項第一号に規定する別措置法施行令

（預金保険の保険金の額の特例）

第一条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第十四条の規定により読み替えて適用される預金保険法（昭和四十六年法律第二十四号、第五十四条第二項に規定する保険事故をいう。次号において同じ。）の直近に行われたものが合併である場合、当該直近の合併を行つた金融機関の数に一を加えた数（貯金保険の保険金の額の特例）

第二条 法第十五条第一項の規定により読み替えて適用される農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下この条において「貯金保険法」という。）第五十六条第二項に規定する合併又は信用事業の全部の譲渡を行つた農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数に千万円を乗じた金額とする。

（一）保険事故（貯金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。以下この条において同じ。）の直近に行われたものが合併である場合、当該直近の合併を行つた金融機関の数に一を加えた数（貯金保険の保険金の額の特例）

（二）保険事故の直近に行われたものが事業の全部の譲受けである場合、当該直近の事業の全部の譲渡を行つた金融機関の数に一を加えた数（貯金保険の保険金の額の特例）

（三）保険事故の直近に行われたものが事業の全部の譲受けである場合、当該直近の事業の全部の譲渡を行つた金融機関の数に一を加えた数（貯金保険の保険金の額の特例）

金庫（一）の都道府県の区域を越えない区域を地
区とするものに限る。次項において同じ。）に
ついて次に掲げる計画若しくは資料の提出又は
報告を受けたときは、当該労働金庫の主たる事
務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨
を通知しなければならない。

一 法第三条又は第六条第一項の規定による経
営基盤強化計画の提出

二 法第八条第一項の規定による報告

三 法第九条の規定による報告又は資料の提出
内閣総理大臣（第二号にあっては、金融庁長
官）及び厚生労働大臣は、労働金庫について次
に掲げる处分をしたときは、当該労働金庫の主
たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に
その旨を通知しなければならない。

一 法第三条又は第六条第一項の規定による経
営基盤強化計画の認定

二 法第九条の規定による報告又は資料の提出
の命令

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権
限）

第四条 法第二十一条第一項に規定する政令で定
めるものは、法第三条又は第六条第一項の規定
による経営基盤強化計画の受理及び認定とす
る。

（財務局長等への権限の委任）

第五条 金融庁長官は、法第二十一条第一項の規
定により金融庁長官に委任された権限のうち金
融機関等（法第二十二条第一項に規定する金融機
関等をいい、金融庁長官の指定するものを除く。）
に対する法第九条の規定による報告又は資料の
提出を命ずる権限を、当該金融機関等の本店又
は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長
(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあ
る場合にあっては、福岡財務支局長)に委任す
る。ただし、金融庁長官が自らその権限を行な
ふことを妨げない。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年一月一日から施行す
る。ただし、第五条から第十条までの規定は、
平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年七月二三日政令第二
四二号）抄

第三条 旧認定経営基盤強化計画（法附則第三条第一項に規定する旧認定経営基盤強化計画）をいう。次条において同じ。）については、第二条の規定による改正前の金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（次条において「旧組織再編成促進特別措置法施行令」という。）第十五条の規定は、なおその効力を有する。

第四条 旧組織再編成促進特別措置法第十八条第一項に規定する協定に係る協定銀行（同項に規定する協定銀行をいい。）の業務（旧認定経営基盤強化計画又は法附則第三条第三項に規定する旧決定に係るものに限る。）及び当該業務に係る預金保険機構の業務については、旧組織再編成促進特別措置法施行令第四条から第七条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成一六年九月八日政令第二六六号）抄
(施行期日)
三六三号抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年四月一九日政令第三四四号）
この政令は、平成十八年五月一日から施行する。